

令和 4 年 5 月

第 24 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 茅野 和廣

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 任	係
令和 4年 6月13日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第24回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第2号

下記について付議するため、5月25日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎6階602・603中会議室に、第24回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第2号議案	令和5年度県農地利用の最適化施策に関する意見について
第3号議案	令和5年度農林関係税制改正に関する要望について
第4号議案	令和4年度最適化活動の目標の設定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	2番 山崎 豊	3番 茅野 和廣
4番 伊藤 勝博	5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江	7番 早船 輝明
8番 加藤 吉江	9番 小櫃 敏文	10番 中山 正二	

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 嶋田 健一
書記 西村 裕介

5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、3番 茅野 和廣委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
(2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した後、報告事項7について、次のように説明した。

事務局 「農地法第25条第1項の規定による和解の仲介について、ご説明いたします。

農地法第25条第1項において、農業委員会は農地の利用関係の紛争について、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあったときは、和解の仲介を行うこととされております。

このたび、農業委員会による和解の仲介の申立てが2件ありましたので、ご報告いたします。

No.1の申請地は、戸塚安行駅から北西に450mほどの所に位置する2筆、計723㎡で、申立人は長蔵のかた、被申立人は戸塚南のかたでございます。令和4年3月9日に、令和3年仲介第1号賃貸借合意解約請求事件として受付をいたしました。

No.2の申請地は、No.1に隣接する1筆、561㎡で、申立人もNo.1と同一人のかた、被申立人は長蔵のかたでございます。令和4年3月9日に、令和3年仲介第2号賃貸借合意解約請求事件として受付をいたしました。

なお、農地法第25条第2項において、農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する3人の仲介委員によって行うこととされております。

そのため、松澤会長から山岡会長職務代理者、7番 早船委員、9番 小櫃委員の3人が仲介委員として指名され、山岡会長職務代理者が仲介主任に互選され、第1回の和解の話し合いを両事件ともに今月の11日に開催したものでございます。説明は以上でございます。」

- (3) 議長は、仲介結果について、仲介主任に報告を求めた。

- (4) 仲介主任は次のように報告した。

仲介主任 「過日行われました和解の仲介につきまして、仲介結果の報告を申し上げます。

事務局から概要説明があったとおり、農地法第25条の規定による和解の仲介の申立てがなされ、会長から仲介委員の指名を受けました。

和解の仲介手続きにおいては、3人の仲介委員の中から仲介主任を互選する必要があり、私が仲介主任に互選されました。

仲介結果について報告申し上げます。このたび、農業委員会による和解の仲介の申立てが2件あり、ともに農地の賃貸借契約の合意解約に関する申立てであります。

令和4年5月11日に両事件について、和解の仲介を行い、申立人側、被申立人側の意見を伺いましたが、第1回目の話し合いでは、和解成立に至りませんでした。

引き続き、第2回目の和解の仲介を6月に実施予定でありますので、早船委員、小櫃委員にお力添えをいただきながら、解決に向けて尽力して参ります。以上でございます。」

- (5) 審議内容は以下のとおりである。

議長 「説明及び報告は以上のとおりですが、報告事項7について、何かご質問等がありますか。」

茅野委員 「まず、仲介委員に指名された3人の皆さまには、お忙しいなかをご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。お礼申し上げます。

そこで、事務局に何点か確認をさせていただきます。

1点目ですが、紛争事件の和解の仲介について、農業委員会会議の報告事項として取り扱っていただきました。

この点についての質疑ではありますが、申立ての受付については、もちろん、事務局職員ができるわけではありますが、受付した申立てを受理するか否かの重要な事項については、私は、この事務局でなくて、我々農業委員がすべきことではないかなと、議決権があるのは、農業委員でありますから、そうすべきじゃないかなというふうに承知をいたしております。

和解の仲介ということで、非常に重要な案件でありますから、申立てを受理するか否かについては、農業委員会の議決事項として事前にお諮りいただけなかったのかなと、どのように理解すればよろしいのかなと、何らかの理由があるものと推察いたします。ご説明ください。」

事務局 「ただいまのご質問ですけれども、この和解の仲介の事務については、埼玉県の農地調整関

係事務処理要領に基づいて実施しております。

それに基づいて処理しておりまして、受理については、県に諮る必要はないという理解で進めておりました。

繰り返しますと、受理については県に確認する必要なく、そのまま処理したものでございます。」

茅野委員 「ということは、受付をした後に、当然に慎重に調査されたという理解でよろしいかと思えます。

そして、県にご指導いただきながら、進めてきたというお話なのかなということですが、農林水産事務次官通知か何かで、この取り扱いについて、うたってあるのはなかったですか。」

事務局 「この件につきましては、埼玉県の農地調整関係事務処理要領に基づいて処理しているところでございます。」

茅野委員 「ということは、仲介することが困難だとか、あるいは不適當であるということには至らなかったということ、だから受付した時点で受理をして、それで、粛々と処理していったということによろしいですか。」

事務局 「そのとおりでございます。」

茅野委員 「はい、わかりました。2点目です。指名された3人の仲介委員がいらっしゃいます。

紛争事件を公正に解決するよう努めなければならないということでもありますから、その仲介委員を指名するにあたって、委員の不適當要件というのがあるようでもあります。

委員の皆さまには不快な思いをさせては困りますから、あえて他意はないことを申し上げたいということでありまして、誤解を生じてはいけませんので、私がこうして確認することについて、簡単にその趣旨を申し上げたいと思います。

この和解の仲介は、公正公平を旨として、中立した立場で執行しなければなりません。

とはいえ、何らかの意図をもって判断しなければならない、仲介しなければならないわけでありまして、あくまでも仮の話、私の取り越し苦労になりますが、和解が成立しても仲介手続きに瑕疵・不備が判明した場合、後々、申立当事者の双方あるいは一方から不利益を被ったとの訴えを提起されることも十分想像できると言えますか、推察できるかと思えます。

そこでお尋ねするわけですが、この委員の不適當要件はあるはずですが、ちょっとご説明していただけますでしょうか。」

事務局 「ただいまのご質問ですが、県の事務処理要領上、農業委員会の会長が仲介委員を指名するにあたっては、当該事件の仲介委員に指名すべきでない者が定められております。それを読み上げたいと思います。

当該紛争の当事者の6親等以内の親族たる委員、当該紛争について利害関係を有する委員、こちらが定められております。以上でございます。」

茅野委員 「はい、ありがとうございます。ご説明あったように、そういう方々は指名をしないようにということでもあります。

ですから、親族であるかどうかは、当然調査をされたらと、6親等以内の血族になるのかな、ならないのかな、についても、調査されたということでもあります。6親等と言うと相当広いと思います。

これは、全部調査していただいたということで、ご理解してよろしいですか。」

事務局 「事務局で、口頭により確認いたしました。以上でございます。」

茅野委員 「はい、わかりました。では、問題ないということではありますが。

なぜ、ここを心配するかと言うと、今、3人の仲介委員のみなさんをご紹介していただいたのですが、この方々は先祖代々から続く農家の方々であります。

素封家でありますから、地域との繋がりも相当深いのではないかと、親類も多くいらっしゃるのではないかとということで、何らかの所で繋がりがでてしまうと、こういう公正な立場に立ったときに、十分信任をいただけないだろうということが頭にあったものですから、確認をいたしました

それでは3点目ですか、川口市で和解の仲介は初めての案件ですか。」

事務局 「平成22年が一番の直近でございます。以上でございます。」

茅野委員 「はい、わかりました。なぜ聞いたかって言いますと、冒頭からちょっと質問しているとおりの、受理に関する、あるいは、受理後の仲介委員の指名についてですけれど、要はこういう一連のものは、他市の状況を見ていると、手続き的な規則を定めています。

埼玉県内であれば、川口市と同じように中核市である川越市では、きちっと手続き、規則だったか規程だったか忘れちゃいけないけど、定めています。

それで我々が、いちいち質問しなくても、その規則どおりやっただけで、何ら問題なく、円滑に審議ができます。

それで、ぜひお願いしたいのですが、我々も一緒に作りますから、農業委員会で、そういう和解に関する規程の整備は、できないものですか。」

事務局 「和解の仲介に関しましては、先ほどから申し上げているとおり、埼玉県の農地調整関係事務処理要領及び国の農地法関係事務処理要領に基づき実施しておりますことから、規則等の整備を行う予定は、現在のところございません。」

茅野委員 「はい、わかりました。法律、法令あるいは、国なり県なりのそういう規則があるから大丈夫と言えれば、川口市でもそれこそ、いろいろな規則だとか規程は作らなくていいという話になってしまうので、別に国の法律があれば、それに従えばいいということになるので、何のためにそれぞれの自治体が、規則等を定めているかっていうことがあると思います。

だから、それを十分踏まえながら、次、円滑に進めるようにご配慮いただけないか、検討していただけないかというふうに思います。以上です。」

議長 「はい、それでは、ほかに何かご質問はございますでしょうか。」

仲介主任 「茅野委員から、縷々、何点かご質問がありまして、小櫃委員、早船委員、3人で、縷々、2時間半くらい、2案件で話しました。

私ども仲介委員は、申立人、被申立人から質問されたなかに、1、2点心配した懸念がありました。

それは、仲介委員ができれば和解の条件の数字を、何かないのか、被申立人から、こういうことを言われたことがありまして、それについてはできませんと。私どもが判断を求められても答えることはできませんということをしっかりと申し上げてきております。

ですから、仲介委員が後で訴訟の対象者になってしまうようなことがないように、真摯に議論を、私どもは和解の成立のために立ち会ってきたことは事実であります。

それからもう一つ、今、6親等の問題がありましたけれど、私自身は関係ございません。

ところで、せっかく出た話ですから、早船委員、小櫃委員はどうですか。」

小櫃委員 「その辺に関しては、私は全くないです。」

早船委員 「うちも大丈夫です。」

山岡委員 「一つ確認でした。私どもから、その対象者ではないということだけは、この場ではっきりとしたい方がいいかなと思います。以上です。」

議長 「ほかに何かご質問はございますか。はい、それでは、ご質問がなければ、まずは代理、そして小櫃委員、早船委員、今後ともよろしく申し上げます。」

8 議案の上程

(1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

1) 議長は第1号議案No.1を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1は、道合のかたから、春日部市の四通株式会社へ賃貸借を設定し、駐車場に転用する議案です。詳細につきましては、事務局からご説明お願いいたします。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根浄水場から東に200mほどの所に位置する1筆、957㎡でございます。

譲受人は、平成26年に設立し、都内及び県内で一般貨物自動車運送事業を営んでおります。

現在、業務拡大のために購入したコンテナシャーシなどの大型車両の駐車場確保に苦慮しており、一時的に売主の敷地を間借りし停めておりますが、早急な明け渡しを求められております。また、賃借する倉庫及び市内営業所の敷地は手狭で、搬入の度に敷地内の車両を移動し対応しておりますが、一部公道に越境してしまい、近隣住民等から苦情もあることから、所有車両をまとめて駐車できる土地を探していたところ、営業所に近く交通の利便性が高い

申請地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ500m以内に神根支所があるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっていますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、駐車場の整備に係る費用は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在、必要な規模の駐車場が確保できていないことから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があり、市の道路維持課の道路工事施行承認を受けております。また、埼玉運輸支局にて、自動車車庫の新設に伴う一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可の申請中であることのほか、武南警察署にて、大型貨物自動車通行禁止区間となっている北側市道の通行禁止道路通行許可の手続きを行うことを確認しております。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、北側市道から申請地に進入する際に市有地を通過することについて、市の街路事業課と行政財産の使用許可の申請に向けて協議済みであり、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、駐車する車両の規模及び台数から判断すると問題なく、面積は適正であるため、該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、隣地との境界には土留めブロック塀及びフェンスを新設するほか、既存ブロック塀や既存コンクリート塀を残し、周辺に影響ないよう施工するとのことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしく願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと、現地の確認を行いました。

北側市道は二車線の幹線道路になっていますが、現況としては、周りに既存宅地が多いわけです。

それで、トレーラーの出入時の安全確認については、とても重要なことですから、事故などあっては困りますので、事業者の確認をいたしました。

ドライバーの安全確認だけではなくて、出入りする際には、誘導員を置くということで、歩行者等の安全に配慮していくとのことでした。

内容については、ただいまのご説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

6) 議長は第1号議案No.2を上程し、説明を求めた。

7) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2 は、神戸のかたから、八潮市の株式会社G K総業へ賃貸借を設定し、駐車場及び資材置場に転用する議案でございます。詳細につきましては、事務局からご説明お願いいたします。」

8) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根支所から北西に200mほどの所に位置する1筆、789㎡でございます。

譲受人は、平成27年に設立し、1都3県を中心に解体工事業を営んでおります。

現在、賃借している市内の駐車場及び資材置場は手狭であるため、単管ハイブ等の資材の購入を控えており、資材が足りない分は協力業者に依頼するなど対応しておりましたが、このたび、契約期間の満了に伴い明渡しを求められていることから、業務を効率的に行える代替地を探していたところ、申請地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ300m以内に神根支所があるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地は原則許可の区分となるため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、駐車場及び資材置場の整備に係る費用は自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在、明渡しを求められていることから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があり、道路管理者の通行認定を受けております。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、設置する車両の台数及び資材の量から判断すると問題なく、面積は適正であるため、該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場及び資材置場が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界には木柵土留を新設するほか、既存コンクリートブロックや土留を残し、周辺に影響ないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

9) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地を見て参りました。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

10) 議長は第1号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 令和5年度県農地利用の最適化施策に関する意見について

1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。

2) 事務局は、意見の内容を次のように説明した。

「前回の会議において、昨年度の意見書を提示させていただき、ご意見をお伺いしましたところ、委員お一人からご意見をいただきました。

ご意見といたしましては、3項目について継続要望があったもので、「1 農地の有効利用の推進のための支援」の上段、農業用施設設置等に対する助成制度や圃場整備に関する貸付制度の構築、「2 担い手の育成・確保、新規参入などの支援及び経営改善支援」の下段、市民農園整備に係る負担軽減措置の構築、「3 その他農業振興のための支援」の下段、食育への更なる取組の推進で継続要望がございました。

委員からのご意見を踏まえ、他の項目についても引き続き要望する内容といたしましたが、「1 農地の有効利用の推進のための支援」に記載していた税負担の軽減項目については、税制改正に関する要望と重複することから、本意見からは削除したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。」

3) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容で回答することに決定した。

(4) 第3号議案 令和5年度農林関係税制改正に関する要望について

1) 議長は第3号議案を上程し、説明を求めた。

2) 事務局は、意見の内容を次のように説明した。

「前回の会議において、昨年度の要望書を提示させていただき、ご意見をお伺いしましたところ、委員お一人からご意見をいただきました。

ご意見といたしましては、2項目について継続要望があったもので、「1 相続税納税猶予制度の適用要件の緩和及び新制度の創設」の上段、税制改正前の20年営農後免除となる制度に戻すこと、また、農業経営継続が不可能となった場合に、営農・管理等の実績を考慮して、相続税を免除する制度の創設、更には最下段の宅地や雑種地の開墾地等に係る税制軽減措置を講じることについて、継続要望してほしいとのご意見でした。

委員からのご意見を踏まえ、他の項目についても引き続き要望する内容といたしました。なお、「2 都市農業振興に向けた税制上の特例措置の創設等」の下段、新型コロナウイルスに関する項目については、「収入が急減しているという状況」などの文言を削除するなど、文言の整理を行ったものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。」

3) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容で回答することに決定した。

(5) 第4号議案 令和4年度最適化活動の目標の設定について

1) 議長は第4号議案を上程し、説明を求めた。

2) 事務局は、意見の内容を次のように説明した。

「前回の会議において、目標設定に関する資料を提示させていただき、ご意見を伺いましたところ、委員の皆さまからご意見はありませんでした。

それでは、主に目標設定の部分につきましてご説明いたします。

「Ⅱ 最適化活動の目標」「1 最適化活動の成果目標」(1) 農地の集積について、本市の場合、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の数値目標を利用するため、目標年度が令和12年度、集積率50%となることから、令和4年度は1年間で4.1%、以後毎年4.5%ずつ集積率を上げる目標値とし、今年度末の集積率を14.0%としたものでございます。

(2) 遊休農地の解消について、毎年委員の皆さまに実施していただいております農地パトロールの実施結果を取りまとめたものでございますが、昨年の農地パトロールにおいて、遊休農地の区分を緑区分と黄区分に分けたもので、遊休農地面積9.9haのうち、緑区分が4.0ha、黄区分5.9haとの結果でございました。

目標設定においては、「ア 既存遊休農地の解消」「a 緑区分の遊休農地の解消」として、4.0haの遊休農地を5年間かけて解消するものですが、傾斜地、狭小地、圍繞地など条件の悪い農地を除くため、緑区分4.0haのうち3.9haを除外し、残りの0.1haを5年間かけて解消することから、今年度の解消目標面積を0.02haとしたものであります。「b 黄区分の遊休農地の解消」については、土地所有者に状況確認を行うよう努めるといたしました。

「イ 新規発生遊休農地の解消」については、新規発生遊休農地のすべてが条件の悪い農地であったことから、こちらについては対象農地なしとなったものです。

(3) 新規参入の促進について、令和元年度は1経営体、0.2ha、令和2年度は1経営体、0.16haの新規参入者がございました。目標については、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を設定するもので、本市では川口市農地バンク制度への登録面積のことにあたります。設定にあたっては、過去3年間の権利移動面積平均値0.6haの1割以上を設定することから0.06haを目標面積といたしました。以上が、成果目標の設定でございます。

続いて、活動目標でございますが、「2 最適化活動の活動目標」の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、「1人当たりの活動日数」をひと月あたり7日と設定いたしました。

(2) 活動強化月間の設定回数については、3回の目標回数としました。9月は遊休農地の解消として「担当地区内の農地について適正な管理の呼びかけ」、10月は「訪問による利用状況調査を行うなど、利用確認の徹底」、11月は新規参入の促進として「新規参入希望者の相談対応、新規参入者のフォローアップ」としたものでございます。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、「新規参入相談会への参加回数」として10回以上の設定を求められていることから、毎年国が主催する「新・農業人フェア」への参加・視察を行い、就職相談や就農情報など最新の取り組みについて情報収集することを目標とし、参加者数を1名としたものでございます。以上が農業委員会の目標案でございます。

別紙様式3をご覧ください。こちらは、農業委員、推進委員の最適化活動の点検・評価を記載する様式で、今年度の取組が終了した後にご提出をお願いするものです。

(1) 最適化活動の実施状況では、毎月の活動日数と取組内容を記載するものですが、はじめほどの活動内容にあてはまるか、わからないこともあると思いますので、事務局に相談いただきながらご記入ください。

次に(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の「① 成果目標の達成状況」をご覧ください。目標と書かれている欄に数値が入っていることと思います。こちらは先ほど申し上げた農業委員会全体の目標を農業委員、推進委員でそれぞれ按分したもので、按分方法につきましては、地域の実情に応じて行うとのことから、埼玉県農業会議と相談し作成いたしました。

農地集積、遊休農地、新規参入と別れていますが、農地集積と新規参入については、農業委員会として設定した目標値を半分にし、半分を農業委員で、半分を推進委員でそれぞれ按分いたしました。遊休農地については、今年度取り組む緑区分の遊休農地の解消目標面積0.02haについて、推進委員でそれぞれ0.01haずつの目標値とし、農業委員は「新たに遊休農地を新規発生させない」ことを目標として、数値目標は定めておりません。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。」

3) 議長は第4号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容のとおり定めることに決定した。

9 連絡事項

- ・令和4年「緑の募金」運動の協力依頼について
- ・令和4年度農業のあらましについて

10 閉会

午前10時40分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第24回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和4年 5月25日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩